鹿沼市地域生活支援事業

緊急時支援事業



介護者が疾病やその他やむを得ない理由により、障がいのある方が自宅で生活できない状況になった場合、緊急的に障害者入所施設への宿泊(緊急時短期入所事業)やヘルパーが自宅に様子を見に来てくれる支援(緊急時居宅介護事業)を提供します。

R8.10

利用できる人

- 鹿沼市在住の人
- １８歳以上の人
- 家族又は介護者と同居している人
- 身体・知的・精神などの障がい又は難病のある人

費用

- 実費負担(食費・光熱費等)があります。
- 抗原検査等の費用は実費となります。

利用日数

- 緊急時短期入所事業：最大７日間
- 緊急時居宅介護事業：最大３日間

対応可能施設

- 鹿沼市と委託契約した鹿沼市内にある短期入所が可能な事業所
- 鹿沼市と委託契約した鹿沼市内にある居宅介護支援事業所

登録までの流れ

①基幹相談支援センターまたは担当の相談支援員へご相談ください。
　登録届やフェイスシートの記載をしていただきます。
②後日、施設職員との面接会が実施されます。
　面接会の日時や場所は基幹相談支援センターから案内します。
③利用登録

※障がいの程度等によっては利用登録が出来ない場合があります。ご了承ください。

緊急時支援の利用

- 相談先

平日　　：　鹿沼市障がい児者基幹相談支援センター　（TEL　60-2588）
土日祝祭日：　対応可能施設(面接会で決まります)

※発熱時は利用ができません。
　ご家族等に感染症発症者がいる場合は、利用予定者の感染症の検査を行う場合があります。
※空き状況や体調等によっては、受け入れが難しい場合があります。
※夜間帯(17 時～翌８時半まで)の受け入れは翌日以降になることがあります。



問い合わせ

鹿沼市障がい児者基幹相談支援センター　0289-60-2588
鹿沼市障がい福祉課　0289-63-2176